

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現 行	
別表第1 (第3条関係) 地区整備計画の区域		別表第1 (第3条関係)	
名称	区域	名称	区域
1 南芦屋浜地区地区整備計画区域 (平成13年芦屋市告示第46号 決定) (平成14年芦屋市告示第150号 変更) (平成16年芦屋市告示第91号 変更) (平成19年芦屋市告示第107号 変更) (平成22年芦屋市告示第108号 変更) (平成24年芦屋市告示第69号 変更) <u>(平成25年芦屋市告示第113号 変更)</u>	(省略)	1 南芦屋浜地区地区整備計画区域 (平成13年芦屋市告示第46号 決定) (平成14年芦屋市告示第150号 変更) (平成16年芦屋市告示第91号 変更) (平成19年芦屋市告示第107号 変更) (平成22年芦屋市告示第108号 変更) (平成24年芦屋市告示第69号 変更)	(省略)
2 (省略)		2 (省略)	
3 浜風町南地区地区整備計画区域 (平成14年芦屋市告示第149号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第114号 変更)</u>		3 浜風町南地区地区整備計画区域 (平成14年芦屋市告示第149号 決定)	
4 潮見町南地区地区整備計画区域 (平成15年芦屋市告示第128号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第115号 変更)</u>		4 潮見町南地区地区整備計画区域 (平成15年芦屋市告示第128号 決定)	
5 緑町西地区地区整備計画区域 (平成15年芦屋市告示第129号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第116号 変更)</u>		5 緑町西地区地区整備計画区域 (平成15年芦屋市告示第129号 決定)	

改正案		現 行	
6 業平町地区地区整備計画区域 (平成15年芦屋市告示第155号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第117号 変更)</u>		6 業平町地区地区整備計画区域 (平成15年芦屋市告示第155号 決定)	
7 浜風町第2地区地区整備計画区域 (平成16年芦屋市告示第90号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第118号 変更)</u>		7 浜風町第2地区地区整備計画区域 (平成16年芦屋市告示第90号 決定)	
8 若宮町地区地区整備計画区域 (平成17年芦屋市告示第105号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第119号 変更)</u>		8 若宮町地区地区整備計画区域 (平成17年芦屋市告示第105号 決定)	
9・10 (省略)		9・10 (省略)	
11 六麓荘町地区地区整備計画区域 (平成18年芦屋市告示第164号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第120号 変更)</u>		11 六麓荘町地区地区整備計画区域 (平成18年芦屋市告示第164号 決定)	
12 新浜住宅地区地区整備計画区域 (平成18年芦屋市告示第199号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第121号 変更)</u>		12 新浜住宅地区地区整備計画区域 (平成18年芦屋市告示第199号 決定)	
13 (省略)		13 (省略)	
14 松ノ内町地区地区整備計画区域 (平成20年芦屋市告示第6号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第122号 変更)</u>		14 松ノ内町地区地区整備計画区域 (平成20年芦屋市告示第6号 決定)	
15 翠ヶ丘町地区地区整備計画区域 (平成21年芦屋市告示第24号 決定) <u>(平成25年芦屋市告示第123号 変更)</u>		15 翠ヶ丘町地区地区整備計画区域 (平成21年芦屋市告示第24号 決定)	
16～21 (省略)		16～21 (省略)	
備考 (省略)		備考 (省略)	

改正案				現 行						
別表第2（第4条―第9条関係） 地区計画区域内の制限 1 南芦屋浜地区地区整備計画区域				別表第2（第4条―第9条関係） 地区計画区域内の制限 1 南芦屋浜地区地区整備計画区域						
ア	計画地区 の区分	低 層 住 宅 地 区	中 高 層 住 宅 地 区 1	中高層住宅地区2	親水住宅 地区～公 共施設地 区	ア	計画地区 の区分	低層住宅地区	中高層住宅地 区	親水住宅地区～公共施設地区
イ	建築して はならな い建築物	(省略)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これ らに類する令第130条の4で定める公益 上必要な建築物 (4) 近隣住民の利用に供する集会所 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する 用途に供する部分の床面積の合計が500 平方メートル以内のもの (6) 住宅の管理を目的とする事務所 (7) 前各号の建築物に附属するもの（令 第130条の5の5で定めるものを除く。）	(省略)		イ	建築して はならな い建築物	(省略)		
ウ	(省略)					ウ	(省略)			

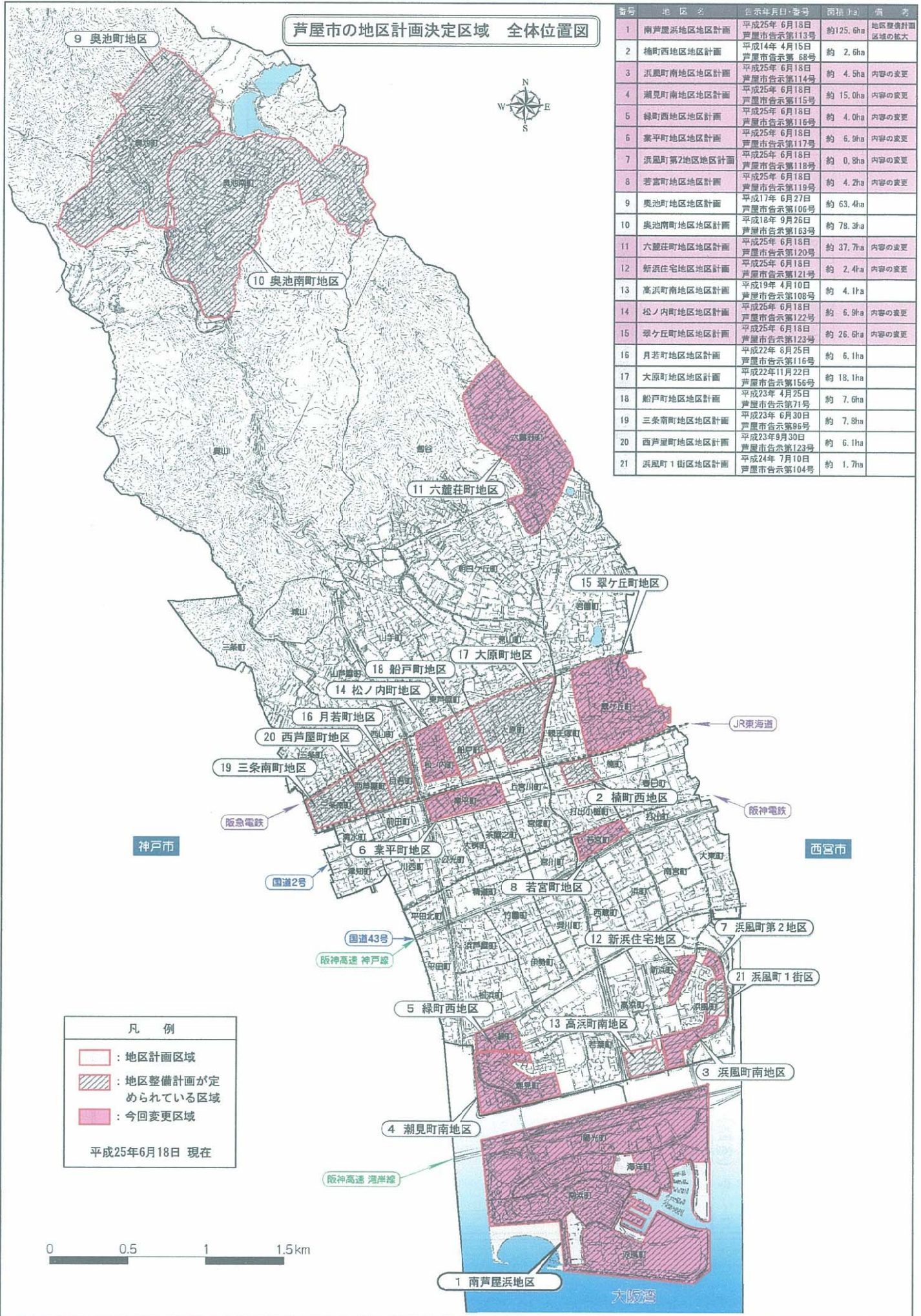
改正案					現 行					
エ					エ					
オ	建築物の敷地面積の最低限度	(省略)	500平方メートル	(省略)	オ	建築物の敷地面積の最低限度	(省略)			
カ	建築物等の外壁等の面から敷地境界線等までの距離	(ア) (省略)	(1) <u>道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離は1.5メートル</u> (2) <u>隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離は1メートル</u>	(省略)	カ	建築物等の外壁等の面から敷地境界線等までの距離	(省略)			
		(イ)	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。				(イ)	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。		
キ	建築物の最高高さの最	(ア) (省略)	(1) <u>15メートル</u> (2) <u>建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4</u>	(省略)	キ	建築物の最高高さの最	(省略)			

改正案				現 行			
高 限 度	度		メートル未満の範囲にあっては当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたものとし、真北方向の水平距離が4メートル以上の範囲にあっては当該水平距離から4メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの	高 限 度	度		
	(イ) 例 外				(イ) 例 外		
2の表 (省略)				2の表 (省略)			
3 浜風町南地区地区整備計画区域				3 浜風町南地区地区整備計画区域			
ア (省略)				ア (省略)			
イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物		イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物	
		(1) 一戸建ての住宅				一戸建ての住宅	
		(2) 前号の建築物に附属するもの					
ウ～キ (省略)				ウ～キ (省略)			
4の表 (省略)				4の表 (省略)			
5 緑町西地区地区整備計画区域				5 緑町西地区地区整備計画区域			
ア (省略)				ア (省略)			
イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物		イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物	
		(1) 一戸建ての住宅				一戸建ての住宅	
		(2) 前号の建築物に附属するもの					
ウ～キ (省略)				ウ～キ (省略)			
6の表 (省略)				6の表 (省略)			

改正案			現 行		
7 浜風町第2地区地区整備計画区域			7 浜風町第2地区地区整備計画区域		
ア (省略)			ア (省略)		
イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの。ただし、浜風町第2地区地区計画（平成25年芦屋市告示第118号）に附属する計画図（以下この表において「計画図」という。）で指定するa部分は、自動車車庫に限る。	イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 一戸建ての住宅
ウ～オ (省略)			ウ～オ (省略)		
カ	建築物等の外壁等の面から敷地境界線等までの距離	(ア) 距離の最低限度 道路境界線（市道打出浜線の道路境界線は除く。）及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は0.7メートル (イ) 適用除外 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 計画図で指定するa部分における自動車車庫であること。 (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。	カ	建築物等の外壁等の面から敷地境界線等までの距離	(ア) 距離の最低限度 道路境界線（市道打出浜線の道路境界線は除く。）及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は0.7メートル (イ) 適用除外 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
キ (省略)			キ (省略)		
8～10の表 (省略)			8～10の表 (省略)		
11 六麓荘町地区地区整備計画区域			11 六麓荘町地区地区整備計画区域		
ア (省略)			ア (省略)		
イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定告示の際現に存するものでその敷地に	イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定告示の際現に存するものでその敷地に

改正案			現 行		
		建築するものについては、この限りでない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの			建築するものについては、この限りでない。 一戸建ての住宅
ウ～キ (省略)			ウ～キ (省略)		
12 新浜住宅地区地区整備計画区域			12 新浜住宅地区地区整備計画区域		
ア (省略)			ア (省略)		
イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの。ただし、新浜住宅地区地区計画（平成18年芦屋市告示第199号）に附属する計画図（以下この表において「計画図」という。）で指定するa部分は、自動車車庫に限る。	イ	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 一戸建ての住宅。ただし、新浜住宅地区地区計画（平成18年芦屋市告示第199号）に附属する計画図で指定するa部分は、自動車車庫に限る。
ウ～オ (省略)			ウ～オ (省略)		
カ	建築物等の外壁等の面から敷地境界線等までの距離	(ア) 距離の最低限度 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離は1メートル (イ) 適用除外 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 計画図で指定するa部分における自動車車庫であること。 (2) 建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。	カ	建築物等の外壁等の面から敷地境界線等までの距離	(ア) 距離の最低限度 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離は1メートル (イ) 適用除外 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が6平方メートル以内であること。 (2) 建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
キ (省略)			キ (省略)		
13～21の表 (省略)			13～21の表 (省略)		

芦屋市の地区計画決定区域 全体位置図



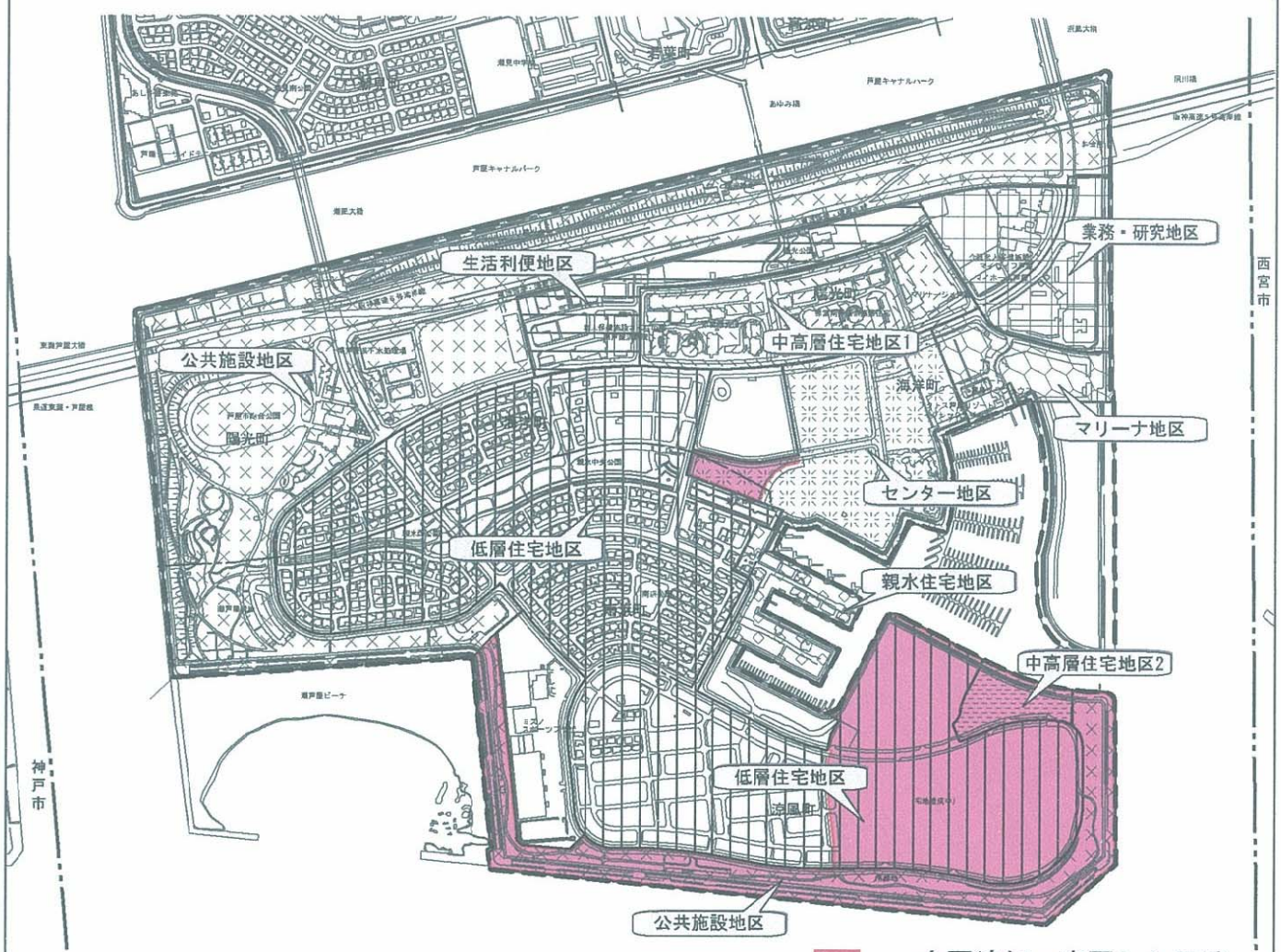
番号	地区名	告示年月日・番号	面積 (ha)	備考
1	南芦屋浜地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第113号	約125.6ha	地区整備計画 区域の拡大
2	楠町西地区地区計画	平成14年 4月15日 芦屋市告示第 68号	約 2.6ha	
3	浜風町南地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第114号	約 4.5ha	内容の変更
4	潮見町南地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第115号	約 15.0ha	内容の変更
5	緑町西地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第116号	約 4.0ha	内容の変更
6	兼平町地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第117号	約 6.9ha	内容の変更
7	浜風町第2地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第118号	約 0.8ha	内容の変更
8	若宮町地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第119号	約 4.2ha	内容の変更
9	奥池町地区地区計画	平成17年 6月27日 芦屋市告示第106号	約 63.4ha	
10	奥池南町地区地区計画	平成18年 9月26日 芦屋市告示第163号	約 78.3ha	
11	六龍荘町地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第120号	約 37.7ha	内容の変更
12	新浜住宅地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第121号	約 2.4ha	内容の変更
13	高浜町南地区地区計画	平成19年 4月10日 芦屋市告示第108号	約 4.1ha	
14	松ノ内町地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第122号	約 6.9ha	内容の変更
15	翠ヶ丘町地区地区計画	平成25年 6月18日 芦屋市告示第123号	約 26.6ha	内容の変更
16	月若町地区地区計画	平成22年 8月25日 芦屋市告示第116号	約 6.1ha	
17	大原町地区地区計画	平成22年11月22日 芦屋市告示第156号	約 18.1ha	
18	船戸町地区地区計画	平成23年 4月25日 芦屋市告示第71号	約 7.6ha	
19	三条南町地区地区計画	平成23年 6月30日 芦屋市告示第96号	約 7.8ha	
20	西芦屋町地区地区計画	平成23年9月30日 芦屋市告示第123号	約 6.1ha	
21	浜風町1街区地区計画	平成24年 7月10日 芦屋市告示第104号	約 1.7ha	

凡 例

- : 地区計画区域
- : 地区整備計画が定められている区域
- : 今回変更区域

平成25年6月18日 現在

1 南芦屋浜地区地区計画 区域図



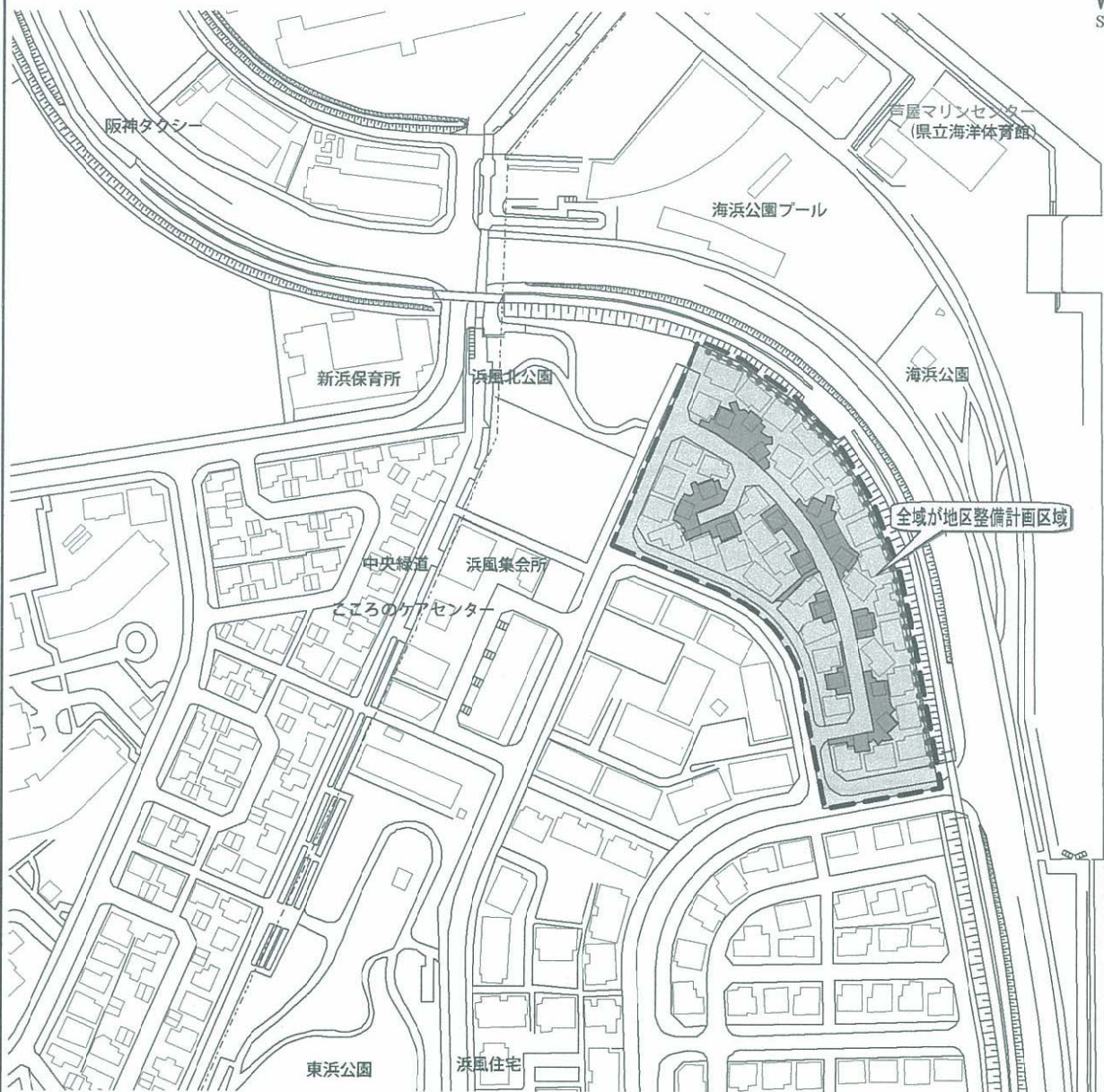
■ : 今回追加・変更した区域

凡 例	
	: 地区計画区域
	: 低層住宅地区
	: 中高層住宅地区1
	: 中高層住宅地区2
	: 親水住宅地区
	: センター地区
	: マリーナ地区
	: 生活利便地区
	: 業務・研究地区
	: 公共施設地区

0 0.25 0.5 km

縮尺 1 : 10,000

7 浜風町第2地区地区計画 区域図



縮尺 1 : 2, 500

凡 例	
	: 地区計画区域
	: 地区整備計画区域 (全域)
	: aの部分
	: 壁面の位置の制限を適用しない道路